

令和4年3月9日

学生、教職員の皆さま

日本赤十字九州国際看護大学  
学 長 小 松 浩 子

## 新型コロナウイルス感染症防止のための今後の本学の行動指針について

福岡県では、1月27日からまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされ、同日に福岡コロナ特別警報が発動されていましたが、3月6日をもってまん延防止等重点措置の対象区域から解除され、同時に福岡コロナ特別警報も解除され、福岡コロナ警報に移行されました。

解除に伴い本学の行動指針を**3月10日から「2制限（小）」**に引き下げます。

なお、福岡県ではまん延防止等重点措置が解除されても、感染が収束したわけではなく、感染の再拡大を招くことがないよう、一人一人が引き続き警戒心をもって慎重に行動することが重要であること。特に、これからは春休みや卒業式、歓送迎会、花見など多くの人が集まる機会が増え、これまでこの機会をきっかけに感染が拡大しており、感染再拡大の徹底が必要であることから、**3月7日から4月7日までの1か月を「感染再拡大防止対策期間」と**し県民への要請がされました。

感染予防及び感染拡大防止を図るため、「**三つの密を徹底的に避ける**」「**マスクの着用**」「**手洗いなどの手指衛生**」「**人と人との距離の確保**」等の基本的な感染防止対策の徹底、**健康管理の徹底**など、各行動について学生・教職員に周知します。

新規陽性者の傾向として、若い世代の感染拡大、会食や課外活動による感染・クラスターの発生、家族間の感染があります。**新型コロナワクチンを接種したとしても、日常生活において感染者と濃厚接触している可能性や、知らぬ間に感染している可能性があることを意識し、皆さまには、あらためて厳重な感染防止に努めるよう、注意喚起**します。

### 1. 各行動について

#### (1) 学生の大学構内立ち入り

感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、大学構内への立ち入りを可とします。

ただし、できるだけ立ち入りを少なくするようお願いいたします。なお、オンライン授業の受講にあたり、ネットワーク環境や機器に支障が生じ学修の継続が困難な場合は、引き続き事前予約制とします。

※問い合わせ先：学務課へ電話（0940-35-7047）

#### (2) 授業

スケジュール及び留意事項などに変更がある場合は、別途お知らせします。

なお、令和4年度の授業スケジュールは、今後の感染状況を勘案し、あらためてお知らせします。

### (3) 学生の課外活動

各学生（団体）に活動の自粛を求めるとともに、体育館等の課外活動施設の一部を閉鎖します。アルバイトに就労する場合は、アルバイト先が「[業種別感染予防ガイドライン](#)（リンク先を参照）」に基づいた対応がされているか確認（業界団体が発行するステッカーや福岡県が発行する感染防止宣言ステッカー、感染防止認証マークの確認など）し、自らも感染予防対策を十分に行うこと。ただし、臨地実習に係る感染防止対策については、臨地実習要項に基づくこと。

### (4) 教職員の勤務体制

感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、人の流れを抑制する観点から時差出退勤と業務の性質上可能な業務は在宅勤務を推奨します。

委員会の開催方法については、審議事項等に応じ各委員会に一任します。

### (5) その他

以下のことを厳守ください。また、ご家族や同居されている方とも共有ください。

- ① 感染の疑い、濃厚接触の疑いがある場合、あるいは同居人に同様の疑いがある場合は、最寄りの受診・相談センターに問い合わせてください。また、咳や発熱などの症状がある場合は医療機関へ電話連絡してください。

その後、速やかに大学（[jrchoken@jrckicn.ac.jp](mailto:jrchoken@jrckicn.ac.jp)）に連絡ください。

- ② 不要不急の外出は自粛すること。
- ③ 県境をまたぐ不要不急の移動は自粛すること。  
特にまん延防止等重点措置区域等の都道府県との往来は自粛すること。まん延防止等重点措置区域等の都道府県との往来が避けられない場合は、出発地や到着地の空港等で実施しているPCR等の検査を活用し、感染の有無の確認に努めること。
- ④ 集団での旅行、宿泊は原則自粛すること。
- ⑤ 海外渡航については、外務省の感染症危険情報に基づき判断し、必ず事前に申請・届を提出すること。
- ⑥ 臨地実習に係る感染防止対策については、臨地実習要項及び各実習の指導に基づくこと。
- ⑦ マスクを外した状態では、他者との近距離での会話や食事は行わないこと。  
特に、飲食時について、会話を控え、飲食後の会話はマスク着用を厳守すること。（黙食の徹底）
- ⑧ 健康管理表または健康管理アプリ（健康日記）による自己管理を徹底し、健康管理表の身体症状に該当する症状がある場合は登校・出勤しないこと。
- ⑨ 公共交通機関を利用する場合は、移動にかかる時間を可能な限り短縮し、常にマスクを着用し、緊急時以外での会話はしないこと。